

利用料金のご案内

令和6年6月改正

●介護保険利用者負担金(30日/月、負担割合1割の場合)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	30日につき	5,490円	9,390円	16,260円	18,270円	20,370円	22,320円	24,390円
夜間看護体制加算(Ⅱ)	30日につき	/		270円				
サービス提供体制加算(Ⅰ)	30日につき	660円						
協力医療機関連携加算	30月につき	100円						
介護職員等処遇改善加算		800円	1,299円	2,213円	2,470円	2,739円	2,989円	3,254円
1ヶ月(30日)につき		7,050円	11,449円	19,503円	21,770円	24,139円	26,339円	28,674円

その他費用	退院・退所時連携加算	1日につき30円(入所後30日間)		
	看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	1日につき	72円
		死亡日以前4日以上30日以下	1日につき	144円
		死亡日の前日及び前々日	1日につき	680円
		死亡日	1日につき	1,280円

※介護保険制度改正が3年に1度あります。改正があった場合は国の定める介護保険法に従うものとします

●介護保険給付以外のサービスに要する費用について

管理費	35,000円	※水道光熱費込
家賃	55,000円	
食費	44,700円(30日の場合)	
	1日1,490円	(朝食390円 昼食550円 夕食550円)

●その他、入居敷金及び利用料金以外に必要な費用について

- ①入居敷金、300,000円(入居日までに、指定口座に入金して頂きます)
退居時に居室の修繕費及び、当月の利用料金等を差し引いた後、残額を返済します。
- ②三津整形外科以外への通院等への付き添い費用は、別途料金を頂きます(交通費等含む)
- ③週2回を超えての入浴支援は、1回につき305円となります(現在は対応しておりません)
- ④個別的な生活用品(消耗品等含む)、おむつ代、医療費等の費用は全額実費自己負担です。
- ⑤外部サービス利用料の費用は、全額実費自己負担です。

1ヶ月(30日)の概算費用	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	7,050円	11,449円	19,503円	21,770円	24,139円	26,339円	28,674円
管理費・家賃・食費	134,700円						
合計(おむつ代等除く)	141,750円	146,149円	154,203円	156,470円	158,839円	161,039円	163,374円

<加算について>

加算は、専門職や有資格者の配置、専門的なサービスの提供、基準に定められる人員よりも多くの職員を配置していること、緊急時の体制構築、中重度者の受入れなど、それぞれの加算に定められる算定要件を満たすことで、基本報酬にプラスして算定できる介護報酬の項目です。

■夜間看護体制加算（Ⅱ）

夜間の看護体制を充実している施設を評価する加算です。以下の点が定められています。

- ① 常勤に看護師を1名以上配置し、看護にかかる責任者を定めている。
- ② 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に内容を説明し同意を得ている。
- ③ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により利用者に対して24時間連絡できる体制を確保し、かつ、健康管理を行う体制確保をしている。

■サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

サービス提供体制が高い基準を満たしている事業所に対して算定される加算です。介護職員のうち介護福祉士を70%以上雇用し、介護の質の向上に資する取組を実施していることが算定基準です。

■協力医療機関連携加算

入居者の同意を得て、協力医療機関又は入居者の主治医に対して、利用者の健康の状況に関して月に1回以上情報を提供した場合に算定することができる加算です。看護職員は入居者毎に健康の状況について、継続して随時記録することが定められています。

■介護職員処遇改善加算

介護サービスを提供する事業所に対して、介護職員の処遇改善に使う事を目的とした報酬が上乘せされる加算です。

■退院退所時連携加算

医療提供施設を退院又は退所した後に、施設に入居する入居者が、施設での生活が円滑に送れるように病院等と連携・調整を行うことを評価する加算です。

■看取り介護加算（Ⅰ）

入居者が人生の最期を自分らしく送れるように支援することを目的とした制度です。身体的かつ精神的苦痛を緩和・軽減しながら、生活支援を行う介護事業者に対して算定される加算の事です。

- ①「看取りに関する指針」を定め、入居の際に内容を説明し同意を得ている。
- ②医師の診断を前提にして、介護計画に基づいて、その人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう支援を行う。
- ③多職種による協議の上、施設の看取りの実績を踏まえ、適宜「看取りに関する指針」の見直しを行う。
- ④看取るに関する職員研修を行っている。